

入選 岐阜県 笠井 信太郎 様 (高校生 男性)

僕はすでに年金手帳を持っていて、年金を受給しています。母に年金のはなしを聞いてきたことを言うと、年金手帳を出してきてくれました。国民年金証書を見てみると、受給権を取得した年月には、平成 19 年 12 月と記されていました。僕の父が死んだ日が平成 19 年 12 月 17 日。その日から取得しました。

生真面目だった父は、決して怠ることなく死を迎えるまで 342 ヶ月の間、保険料を払い続けていました。5 歳の僕、介護の必要な祖母、父の負債、その当時の母の心情は、今の僕では想像することができません。「遺族年金があるから…」と呟いていたことは何度かあったと思います。

それからの生活では、確かに服やランドセル、色々と『お古の物』を使うことは多かったけど、友達と遊んだり習い事もさせてもらえました。今回年金のはなしを聞いたことをきっかけにして、母が給料すべてを返済に充てて、生活費は遺族年金と独身時代の貯金でまかなっていたことを知りました。テレビの特集番組で知ったのですが、子育てなどの家事を行いながらの就労には限界があり、母子家庭の親の平均年間就労収入は 181 万円だったそうです。これに比べ、共働き世帯での平均給与所得は、母が 269 万円、父が 507 万円でした。地方自治体の支援金がもらえても、明らかに経済的水準が低いのがこの国の現状なのかなと思いました。遺族年金がなかったらいったいどうなっていたのか？高校進学はできていたのか？そんな疑問が浮かびました。

今回、年金のおはなしを聞き、僕たちが受給している遺族基礎年金は、僕が 18 歳になった後の 3 月 31 日までと知りました。それでも大学へ進学したい僕は『なりたい自分』を目指して、これからは今まで以上に頑張って国公立大学合格を果たしたいと改めて決意しました。

少子高齢化が深刻な状況において、すべての国民の老後を 100 パーセント支えることはかなり困難とは思いますが、たとえ一部でも安心できる老後をおくことを支えたい、ほんの小さな力かもしれないけれど、恩返しをしたいと思いまし

た。そして、将来めぐり会う大切な家族だけではなく、あまり望んではないけれど、僕と同じ境遇になってしまい夢を断念しようとしているかもしれない子供たちを支えていきたいです。だから、そんな子を増やさないためにも今の自分にできることがないか考えてみました。そんな時、実は買い物をするときに商品の値段と一緒についてくる消費税が、国民年金の約 50 パーセントを占めているということを知りました。まだ 20 歳になっていない自分でも、誰かの助けになっていることに感激しました。もう、10 年以上 5 歳から助けてもらっている僕も実は誰かを支えていることができていることを知った時、少し気持ちが楽になりました。

国民年金は、今現在の高齢者のためのみではなく、『今』も『将来』も『老後』にも関わってくるととても大事なものです。僕の父のように、『もしも』『万が一』は、いつ何処で誰に起こるかわかりません。その『もしも』『万が一』が自分に降りかかってきたときに、その日の暮らしを支えるものが国民年金です。だから、意識をするのは今からでも遅くないと思います。「みんな」がこの意識をもつことができればいいなと思います。